

## 東夷伝 (5) 濊

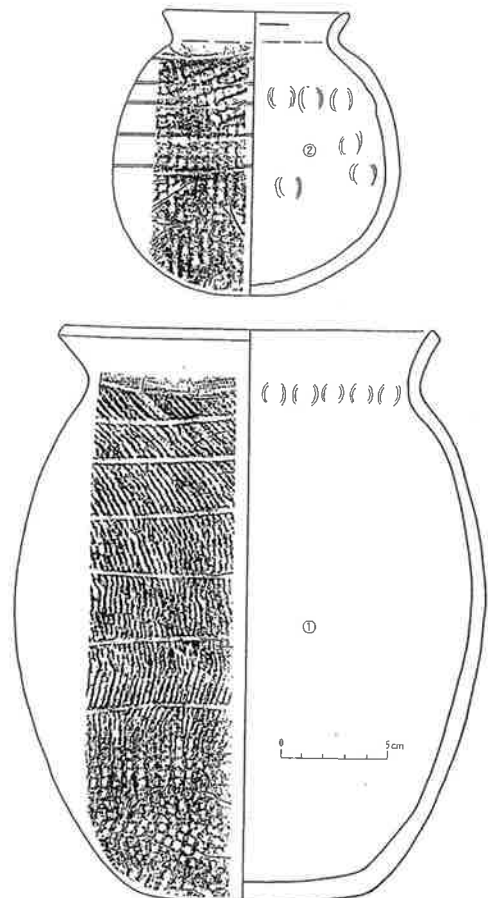


I はじめに  
高句麗と濊

II 濊伝を読む

III 濊伝の考古学的アプローチ

IV おわりに  
今後の課題



中島出土 灰陶質(瓦層)土器

い舞をまう。この行事を「舞天」と呼んでいる。また虎を神として祭る。邑落のあいだで侵犯があったときには、罰として奴隸や牛馬を取り立てることになっている。この制度を責禍と呼ぶ。人を殺した者は死をもって罪を償わされる。略奪や泥棒は少ない。長さ三丈の矛を作り、時に数人がかりでこれを持ち、巧みに徒歩で戦う。楽浪の檀弓だんきゆう（まゆみの木の弓）と呼ばれる弓はこの地に産する。海では班魚はんぎよの皮を産し、陸地には文豹ぶんびようが多く、また果下馬かかばを産出して、漢の桓帝かんていのときこれが献上された。

〔一〕臣わたくし裴松之が按ずるに、果下馬はその背丈が三尺。これに乗ったまま果樹の下を通ることができる。それで果下と名づけられたのである。この馬のことは、『博物志』や「魏都の賦」に見える。

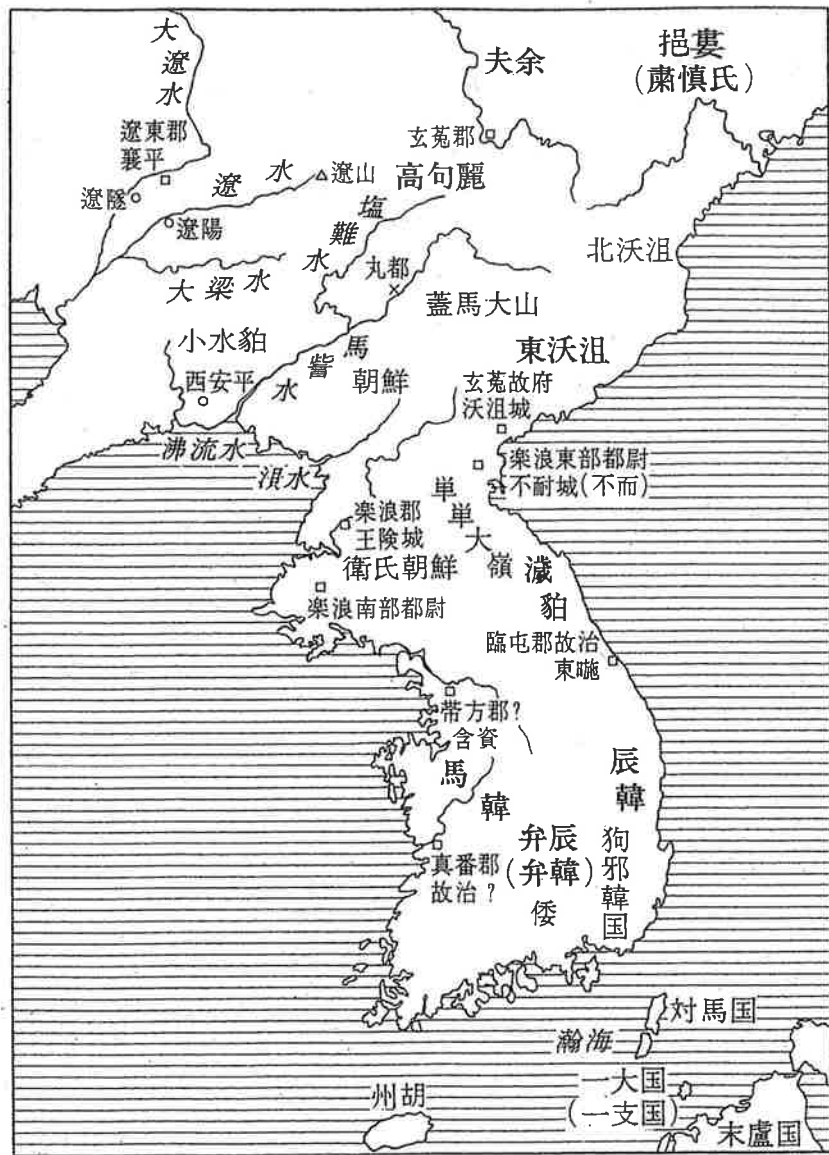
正始六年（二四五）、楽浪太守の劉茂りゆうぼうと帯方太守の弓遵きゆうじゆんとは、領東（嶺東）の濊が句麗の支配下に入ったことから、軍をおこしてこれを攻めた。不耐侯らは配下の邑落を挙げて降服した。その八年、魏の宮廷にやってきて朝貢をし、詔みことりがあつて改めて不耐濊王の位が授けられた。「王といつても特別の宮殿があるのでなく」一般の住民と雑居していて、季節ごとに郡の役所にやってきて朝謁する。楽浪と帯方の二郡に軍征や特別の徴税があるときには、彼らにも税や夫役が割りあてられ、普通の郡の住民と同じようなあつかいを受ける。

(26) 箕子は殷末の人。殷の紂王ちゆうわうに暴政を改めさせるべく諫言かんげんをして聞かれず、気が狂ったふりをして民間にひそんでいたが、やがて周の武王が殷王朝を亡ぼすと、朝鮮に走って独立国を建てたとされる。もちろん箕氏朝鮮国は伝説上の存在である。

の民衆は戦乱を避けて朝鮮に移住し、その数は一万人にもなぼった。燕の出身の衛満は、「この地にやってくる」と魑結ついきい（さいづち形の髻まげ）を結び、土着の人々と同じ服装をして、「箕氏に代って」この地に王者として臨んだ。漢の武帝は、衛満の朝鮮国を伐ち亡ぼすと、その地を分割して四つの郡を置いた。これ以後、土着民と漢族の移住民との間にいささか区別がつけられるようになった。

大君長はなく、漢代以来、侯邑君こうゆうくん・三老といった官があつて、下戸（平民）たちを統治している。その地の古老たちは、自分たちは句麗と同じ種族だと古くからいい伝えてきた。人々の性格は質朴で、欲望にふけることなく、廉恥を知つて、自立の精神をもっている。言葉や風俗はだいたい句麗と同じであるが、衣服に違いがある。男女の上衣はともに曲領まきりよう（まゝるくび）のものをつけ、男子ははば数寸の銀製の花文様をむすびつけて飾りとする。単単ぜんぜん大嶺以西の地は楽浪郡らくろうぐんの支配下にあり、大嶺より東の七県は楽浪東部都尉が治め、ともに濊族がその住民を構成している。のちに都尉が廃止され、濊族の首領が侯に封ぜられた。現在の不耐濊ふたわいがみなその種族のものである。漢末になると、今度は句麗の支配下に入ることになった。その風俗として山や川が重視され、山や川にはそれぞれに所属するところがあつて、みだりに他人の山や川に入りこむことは許されない。同姓の者は結婚しない。忌諱タブが多く、病氣や死者が出ると、そのたびごとにもとの住家を棄てて、新しい住居を作りなおす。麻布を産し、蚕を飼つて懸めん（まわた）を作る。星占いに通曉して、その年のみのりの多寡を予知する。珠玉は珍重されない。十月を天の祭りの月とし、昼夜にわたつて酒を飲み歌をうた

濊は、南は辰韓と、北は高句麗・沃沮と境を接し、東は大海の岸边にまで及んで、<sup>(26)</sup>いまの朝鮮の東部はみなその土地に含まれる。戸数は二万。むかし箕子が朝鮮にやってくる<sup>(26)</sup>と、八条の教えを定めて教化したため、住居を閉ざす門戸を作らなくても泥棒をはたらくような者はなくなった。その子孫で四十数代目にあたる朝鮮侯の準が「中国の承認もえないままに」王を僭称した。陳勝たちが兵をおこし、天下のものが秦の支配に反抗したとき、燕や齊や趙

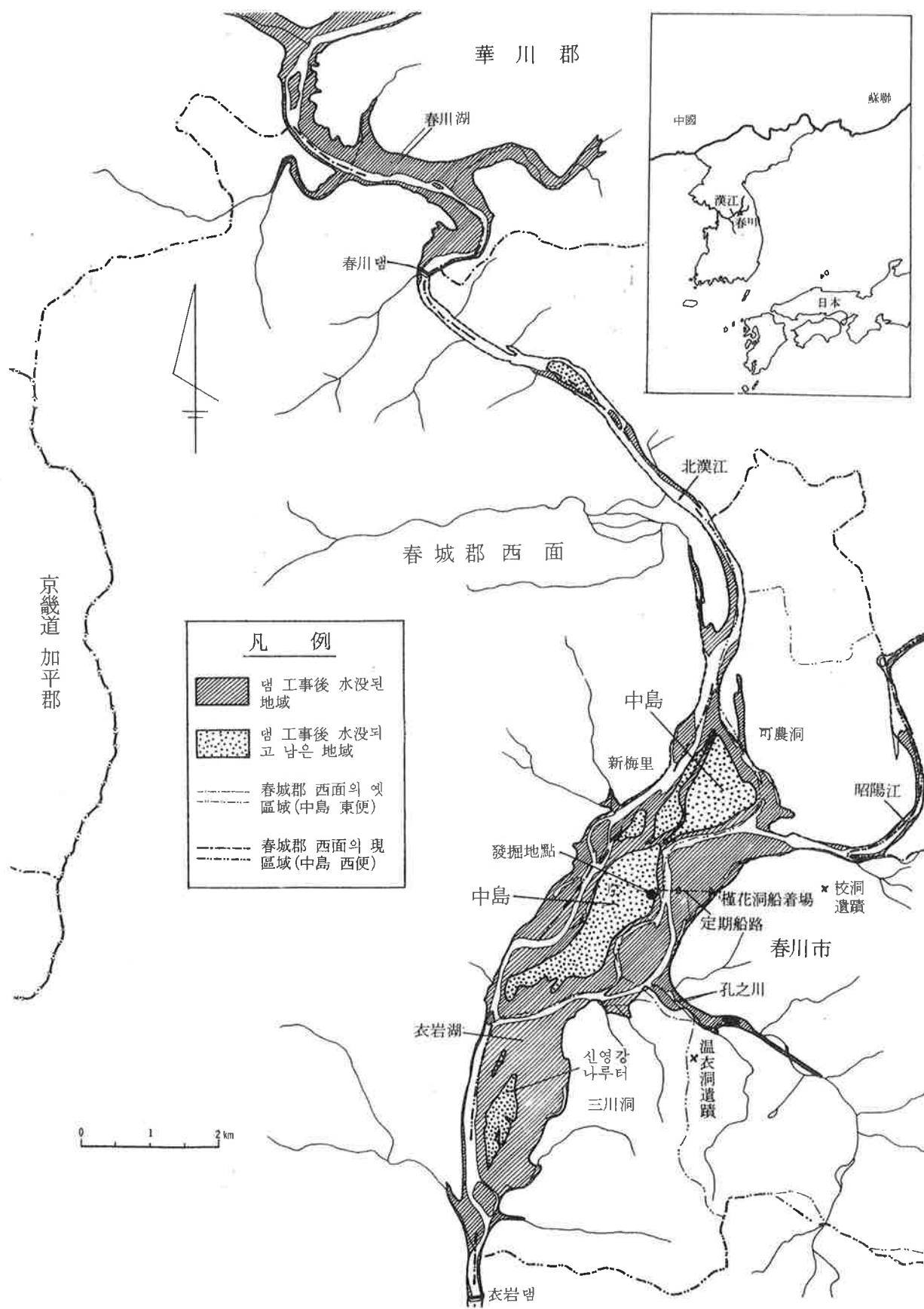


東夷伝地図

濊南與辰韓，北與高句麗，沃沮接，東窮大海，今朝鮮之東皆其地也。戶二萬。昔箕子既適朝鮮，作八條之教以教之，無門戶之閉而民不爲盜。其後四十餘世，朝鮮侯（淮）〔準〕僭號稱王。陳勝等起，天下叛秦，燕、齊、趙民避地朝鮮數萬口。燕人衛滿，魑結夷服，復來王之。漢武帝伐滅朝鮮，分其地爲四郡。自是之後，胡、漢稍別。無大君長，自漢已來，其官有侯、邑君、三老，統主下戶。其耆老舊自謂與句麗同種。其人性慤，少嗜欲，有廉恥，不請（句麗）〔句〕。言語法俗大抵與句麗同，衣服有異。男女衣皆著曲領，男子繫銀花廣數寸以爲飾。自單單大山領以西屬樂浪，自領以東七縣，都尉主之，皆以濊爲民。後省都尉，封其渠帥爲侯，今不耐濊皆其種也。漢末更屬句麗。其俗重山川，山川各有部分，不得妄相涉入。同姓不婚。多忌諱，疾病死亡輒捐棄舊宅，更作新居。有麻布，蠶桑作縣。曉候星宿，豫知年歲豐約。不以珠玉爲寶。常用十月節祭天，晝夜飲酒歌舞，名之爲舞天，又祭虎以爲神。其邑落相侵犯，輒相罰責生口牛馬，名之爲責禍。殺人者償死。少寇盜。作矛長三丈，或數人共持之，能步戰。樂浪檀弓出其地。其海出班魚皮，土地饒文豹，又出果下馬，漢桓時獻之。〔二〕

〔二〕臣松之按：果下馬高三尺，乘之可于果樹下行，故謂之果下。見博物志、魏都賦。

正始六年，樂浪太守劉茂、帶方太守弓遵以領東濊屬句麗，興師伐之，不耐侯等舉邑降。其八年，詣闕朝貢，詔更拜不耐濊王。居處雜在民間，四時詣郡朝謁。二郡有軍征賦調，供給役使，遇之如民。



中島附近地形圖

國立中央博物館, 1980 『中島 進展報告 I』, 『國立博物館古蹟調查報告』第12冊



횡성 중금리 출토 경질민무늬토기 硬質無文土器 오른쪽 높이 23.5 橫城'中金里出土

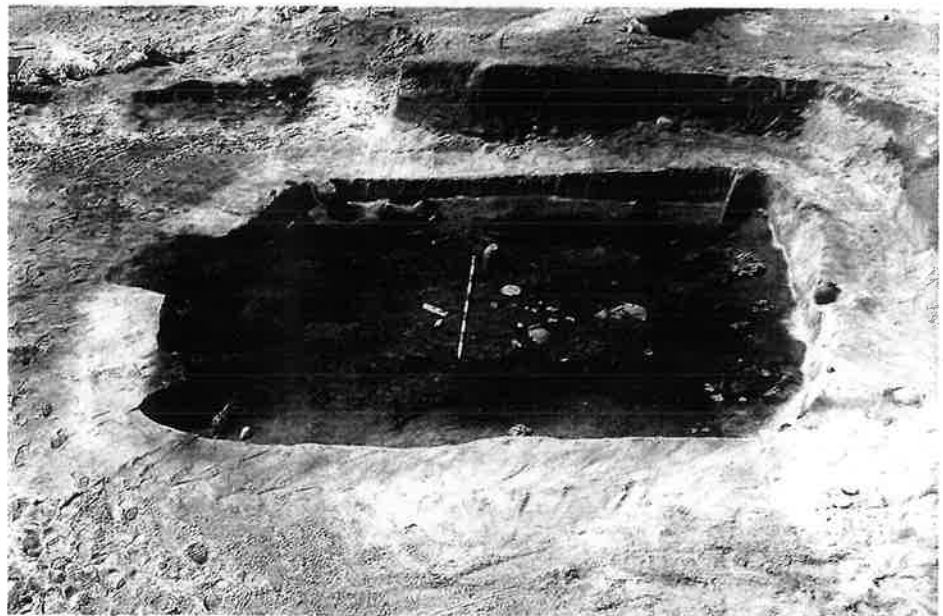


양양 지경리 출토 토기 각종 土器 各種 오른쪽 높이 20.2 襄陽 地境里出土

국립춘천박물관, 2004 『강원 고고학의 발자취』



안인리 24호주거지(凸字形) 전경 安仁里 24号住居跡 全景



안인리 27호주거지(凸字形) 전경 安仁里 27号住居跡



안인리 13호주거지 아궁이형 화덕  
安仁里 13号住居跡 カマド



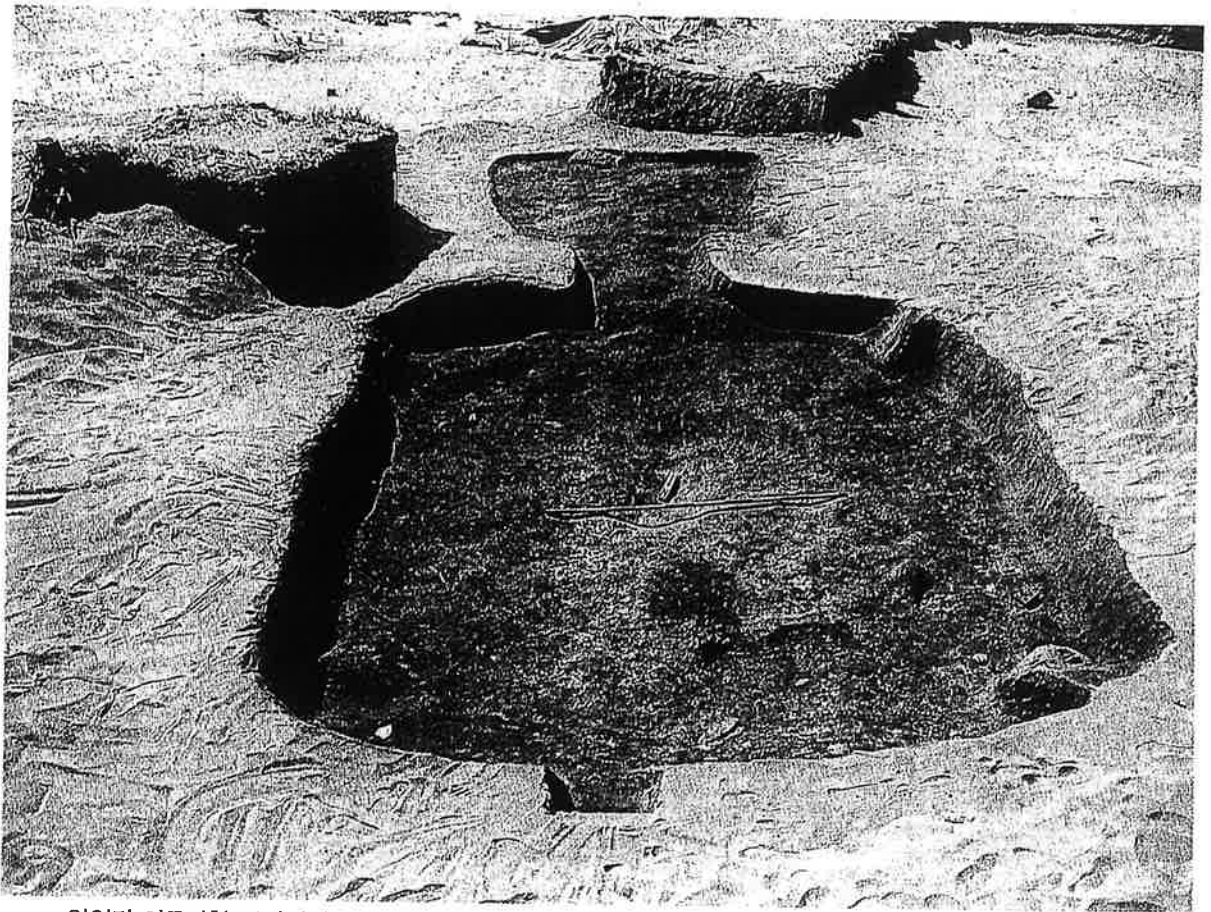
안인리 17호주거지 아궁이형 화덕  
安仁里 17号住居跡 カマド

江陵大学校博物館, 2000 『発掘遺跡遺物図録』





강문동 장방형 주거지 江門洞 長方形 住居址

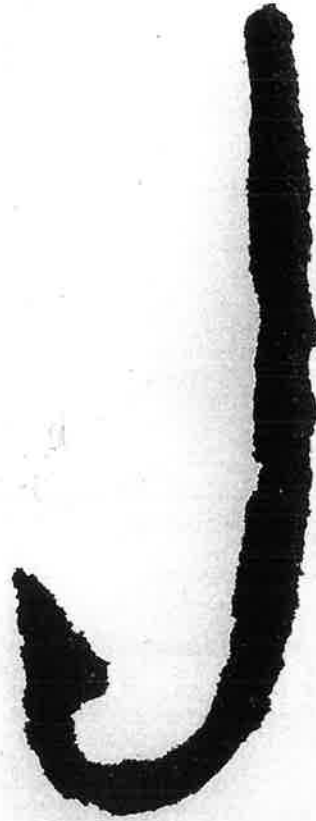


안인리 여묘자형 주거지 安仁里 呂字形 住居址

국립추천박물관, 2004 『강원 고고학의 발자취』



**단야구**  
 鍛冶具, 長 20,5cm  
 Smith's Tools, L. 20,5cm



**쇠낚시바늘**  
 鍛針, 長 7cm  
 Iron Fish Hook, L. 7cm

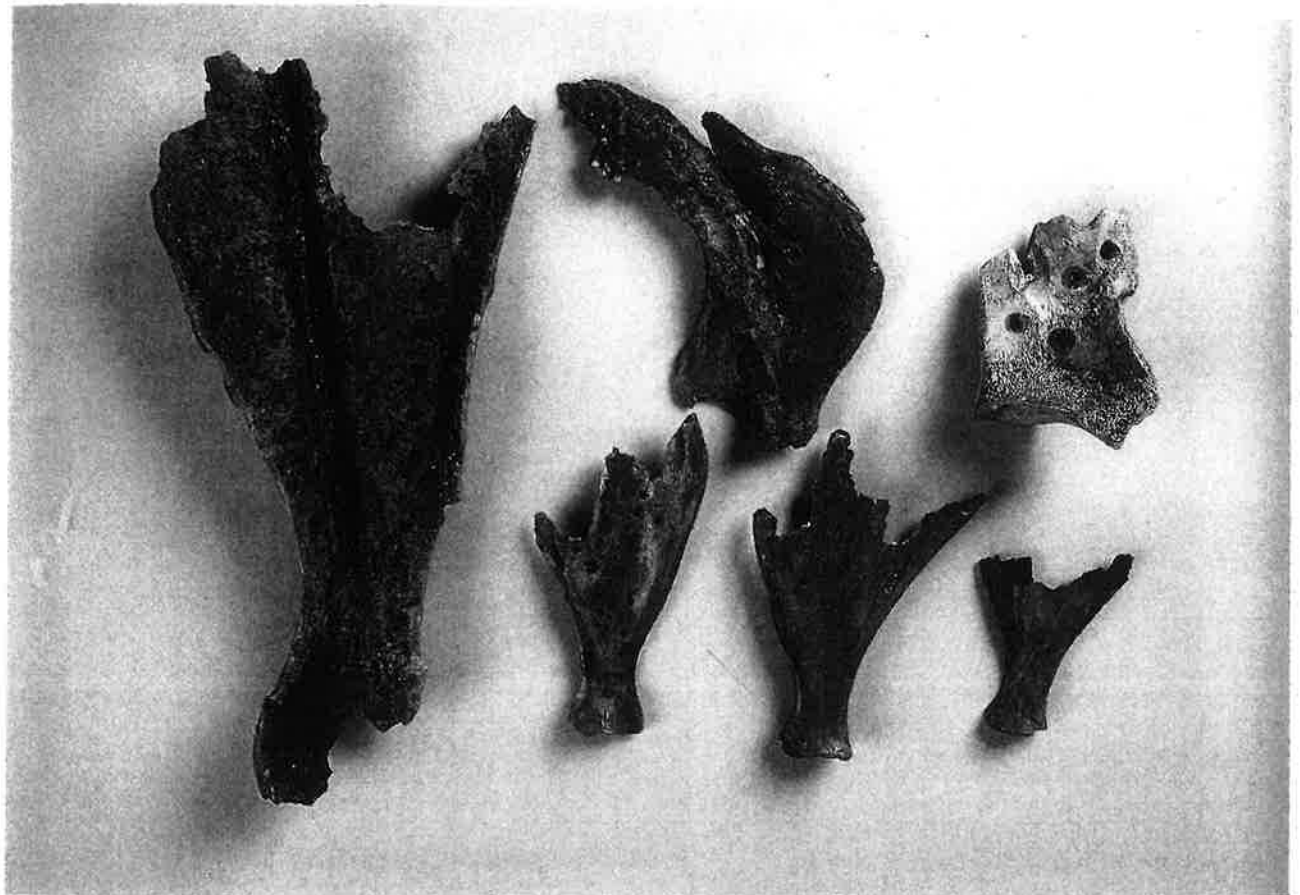


**쇠삽날**  
 鐵鍬, 幅 17,5cm  
 Shelve Ends, W. 17,5cm

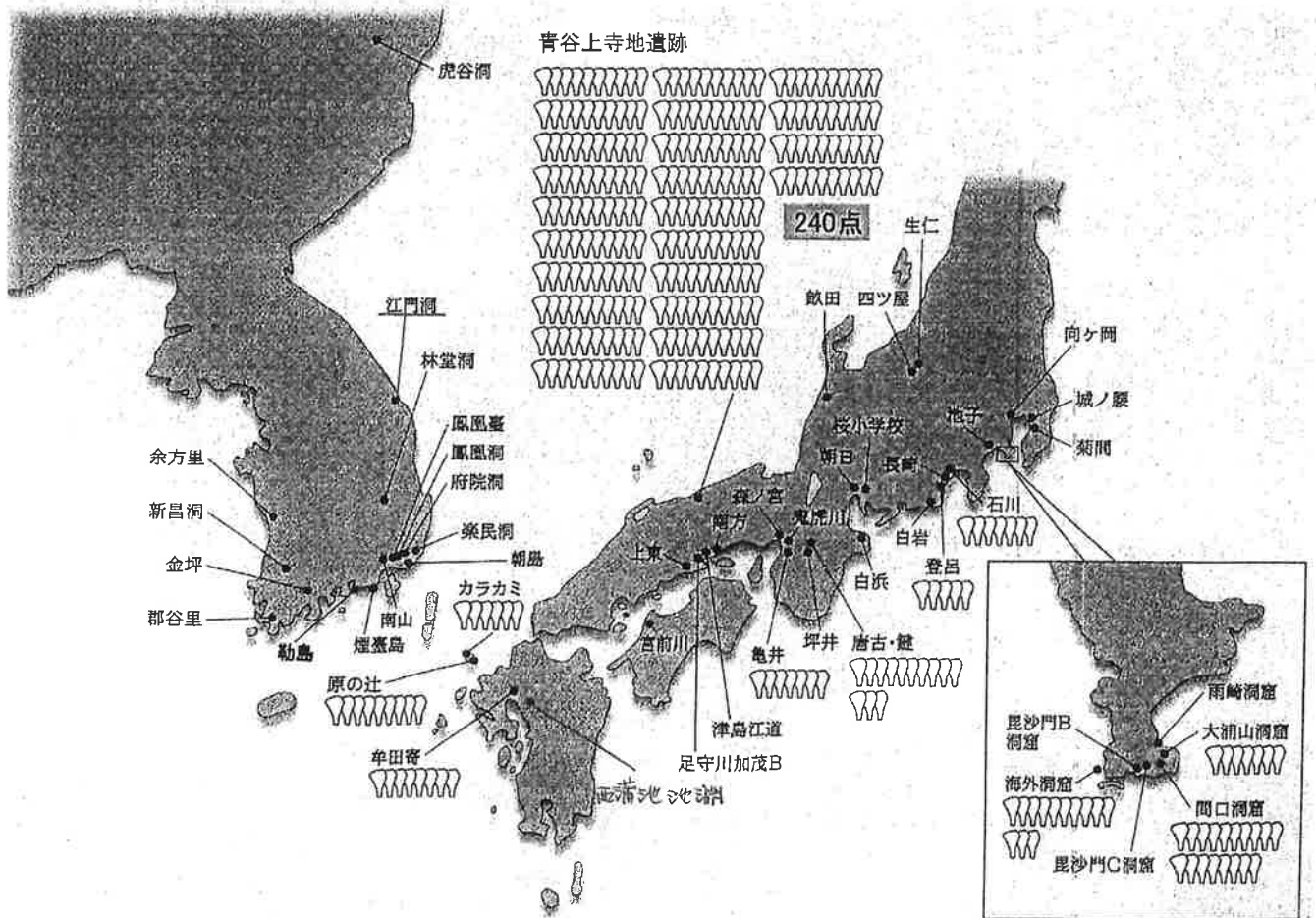


**고리손잡이칼**  
 環頭大刀, 長 33cm  
 Sword With Ring Handle, L. 33cm

江陵大學校博物館, 2000 『楚州 遺跡遺物圖錄』



점뼈 江陵 江門洞 低湿地 遺跡 出土 江陵 大学 校 博物館, 2000 『 卷 掘 遺 跡 遺 物 目 録 』  
 卜骨, 長(右) 29,5cm  
 Divine Bones, L,(Right) 29,5cm



卜骨の分布と出土点数

鳥取県教育委員会, 2008 『とっとり倭人伝』 鳥取県文化財保存協会



考古美術第八卷第二号通卷第七十八

一九六七年一月十五日発行(百部限)

編輯兼  
発行人

考古美術同人會刊

幹事 鄭永鑑

川谷特別市城東区金湖洞四街二四二九以由

電話(五三)一六八八

리가 있어서 鍍化된 銅色으로 推定케함이 있다 따라서 土中할 때까지는 使用되었던 사실을 그들로부터 推定케함이 있다

이 銅印은 다시 말할 것도 없이 中國에서 漢以來 四隣의 諸國의 長에게 준 所謂 官印의 晋代의 것으로서 이미 同様の 銅印이 數多한 中國의 古印譜에 著錄되었으며 그 實物도 적지 않게 現存하고 있는 바이다 現在 此種 當代의 官印을 多數 收藏하고 있는 京都 藤井有隣館— 이것은 원래 黃縣 丁氏가 蒐集한— 오늘에 있어서 印章의 가장 이름난 蒐儲—에 있다 右의 晋代의 六例를 들어 比較한건대 그 印面의 法量은 말할 것도 없고 鈕形도 同一한데 그중의 하나인 「晋率善胡伯長」印같은 것은 그 크기의 配置까지도 전혀 같은 사실을 認定

할수가 있다 따라서 이 뜻에서 본다면 穢下의 一見 狎이라고 보기 쉬운 文字도 물론 伯으로서 此印이 穢伯長에게 주어진 사실은 틀림없다고 하겠다

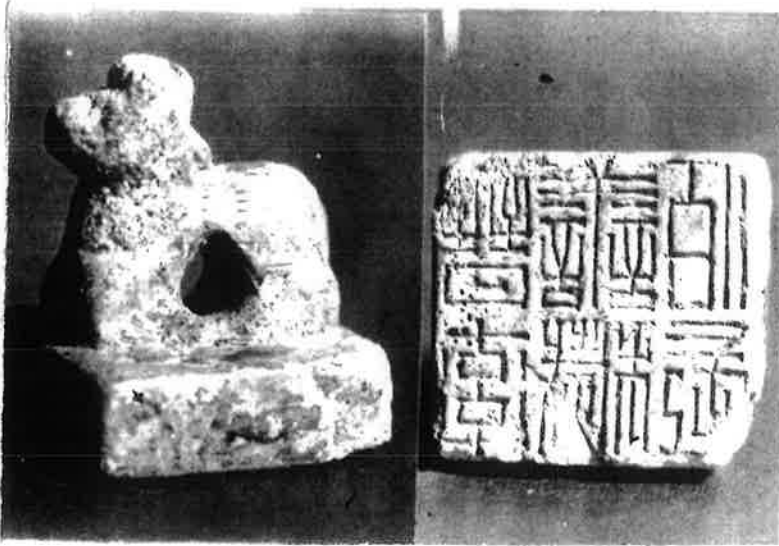
이 歴史的인 一事實을 內藏하는 銅印의 出土地에 대하여서는 當初 다만 慶北地區라고만 云하였는데 爾後 三十年來 旧知인 金東鉉氏가 筆着 要請에 따라서 熱心히 探求를 계속한 結果 最近 그것이 慶北 迎日郡 新光面 馬助里임이 거의 確認되었으며 兪見春은 同村의 權五述氏라는 所報조차 얻었다 또 銅印과 더불어 空色の 硝子玉 十餘個가 같이 出土되었다는 知見까지 얻어서 그로부터 出土遺跡이 古墓로 推定되기도 한다 右의 出土地와 그 遺跡의 狀況이야말로 銅印이 보이는바 그것이 紀元 三世紀의 後半부터 四世紀의 初頭에서 中國 晋으로 부터 穢伯에게 주어진 重要な 事實에 대하여 意味를 부여하는 것으로서 다시금 그 追求를 同學人士에게 期待하는 바이다

# 晉率善穢伯長 銅印

梅原末治

이 銅印의 新出土를 들은 것은 今年(一九六六年) 二月의 일이다. 半島에서의 上古 歷史上 重要な 이 遺品에 대하여서는 여러 된 일인지 — 그것은 學術發掘에 의한 出土가 아닌 까닭도 있으려니와 — 아직 거의 알려지지 않은 듯하므로 이곳에 그후 印의 實際 其他 알 수 있었던 것을 記하여 本誌 同人이 그 出土地에 대하여 檢討함에 資하고자 한다.

그런데 銅印 그 자체는 아직 實見할 機會를 얻지 못하였으나 梅原의 寫眞에서 보는



바와 같이 틀림없는 當代中國에서의 官印이다. 作은 全高 二·五cm 一辺長 約二·三cm의 所謂 獸鈕로서 印面은 型과 같이 晉

은 現在 상당히 磨滅되고 또 緣部의 缺落이 눈에 띄이며 獸鈕도 또한 상당히 손자

率善穢伯  
長이란  
三行二字  
씩 隸體  
六字의  
陰文이다  
寫眞에  
서도 明  
白한 바와  
같이 右  
의 印面